2 件

# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0	)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 2件

#### 函館国民年金 事案 288

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から49年3月まで

私は、結婚して1年か2年後に、夫が勤務していたA町(現在は、B市)役場から国民年金に加入した方がよいと連絡を受けたため、夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、それほど高額ではなかったため、夫がA町役場で納付してくれた。

申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人の国民年金加入期間の国民年金保険料は、申立期間を除いて、全て納付済みであることから、保険料を納付したとする申立人の夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月7日に払い出されていることが確認でき、当該番号払出時点で申立期間は過年度納付することが可能な期間であり、当該番号払出時点で過年度保険料であった49年4月から50年3月までの保険料については、納付済みとなっていることなどを踏まえると、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 函館国民年金 事案 289

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から55年3月まで

年金記録が問題になったので調べてみたところ、申立期間が未納であることが分かった。

昭和49年12月に会社を辞める時に厚生年金のカードをもらい、厚生年金が切れたので国民年金に加入しなければならないと聞いたと思う。年金事務所から、私の国民年金番号が昭和55年8月に払い出されていると聞いたが、そんなに長期間手続していなかったのかと疑問に思ったため、申立てを行った。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、当該番号払出時点において、申立期間のうち 53 年6月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続時期や保険料を納付し始めた頃の 記憶が明確でないことから、当時の状況は不明である。

さらに、申立期間は 63 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国 民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は 無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事 情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 函館国民年金 事案 290

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで

② 昭和57年4月から61年3月まで

国民年金は、私たち夫婦にとって老後のための大切な資金との認識であったことから、昭和55年10月に国民年金の加入手続を行った。

それなのに半年後の 56 年4月に解約の手続をしたことになっているが、わずか半年で解約の手続をすることは考えられないし、解約の手続をした記憶も無い。

申立期間①はA町、申立期間②はB町(現在は、C町)に居住し、いずれの町においても、役場の国民年金係の窓口で国民年金保険料を毎年一年分まとめて納付していた。領収書は無いが、保険料を納めた記憶と領収書を受け取った記憶がはっきりとあるので、年金記録の回復を認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はA町に居住し、国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、同町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、いずれも昭和 56 年4月に資格喪失していることが確認できる。

また、同町の被保険者名簿の検認記録欄において、昭和 56 年4月分の欄に「この月から納付不要」のゴム印が押されていることが確認できることから、同年4月以降の国民年金保険料は、納付が不要な期間として管理されていた状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人の手帳記号番号は、A町で払い出された後に喪失

と表示されている。

加えて、申立人は国民年金保険料をA町の国民年金係の窓口で納入したと主張しているが、同町は、「申立人は昭和 56 年4月で資格喪失していることから、納付できる状況になく、資格喪失者が納付したい旨を申し出た場合は、納付の必要がないことを本人に説明すると考えられる。」と回答しており、保険料の収納窓口についても、「保険料の収納事務は出納室又は指定金融機関であり、担当職員が受領することはない。」と回答している。

2 申立期間②については、申立人はB町に居住し、昭和 57 年度から 60 年度までの4年間の国民年金保険料を毎年一年分まとめて納付したと申し立てているが、申立人が所持する国民年金手帳の住所欄には、A町からB町への住所変更が記載されていない上、B町に申立人の国民年金被保険者名簿が存在しないことを踏まえると、申立人はB町においても、A町から継続して国民年金に未加入であったと考えられ、申立人がB町への転居時に、国民年金の住所変更手続や再加入の手続を行った形跡は見当たらないことから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は国民年金保険料をB町役場の国民年金係の窓口で納付したと主張しているが、同町は、「当時のことは不明であるが、国民年金を資格喪失している者が転入した場合、国民年金の加入勧奨は特に行っていないため、資格取得届を受け取らずに保険料を窓口で受領することはないと思われる。」と回答しており、保険料の収納窓口についても、「役場庁舎内に指定金融機関が設置されているため、担当職員が受領することはなかったと思われるが、当時のことは不明である。」と回答している。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

3 このほか、申立期間は5年と長期間である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。